

自動車運転代行業を始める方へ

秋田県警察本部交通企画課

(令和6年4月1日改正)

自動車運転代行業を始める方へ

1 自動車運転代行業とは

- ① 酔客に代わって運転するものであること。
- ② 酔客を（顧客の車両に）乗車させるものであること。
- ③ 随伴用自動車（業者の車両）が随伴するものであること。

のいずれにも該当するものをいいます。



2 公安委員会の認定を受けなければなりません！

- 認定を受けていますか？ → 認定を受けると公安委員会から「認定通知書」が交付されます。
- 認定を受けずに営業すると → 無認定営業として罰せられます。
- 認定を申請するには？ → 営業所を管轄する警察署に申請して下さい。

3 二種免許が必要です！

代行運転自動車（顧客の車両）を運転する際は、第二種免許が必要です。



4 認定が受けられない場合があります！

次のいずれかに該当する人は認定を受けられません。（自動車運転代行業法第3条）

- ① 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない場合
- ② 禁錮以上の刑や白タク行為等一定の罪による罰金刑を受け2年以内の場合
- ③ 運転代行業法の処分等に違反して2年以内の場合
- ④ 暴力団関係者等、法令遵守が期待できない場合
- ⑤ 精神機能の障害により運転代行業の業務が適切にできない場合
- ⑥ 未成年（ただし、除外事由あり）
- ⑦ 法律等に定められた損害賠償責任保険（共済）契約を締結していると認められない場合
- ⑧ 安全運転管理者等が選任されていると認められない場合
- ⑨ 法人の役員が①～⑤に該当する場合。

5 標識等の掲示義務

認定を受けたら、

- 自ら標識を作成し、主たる営業所の見やすい場所に掲示しなければなりません。
料金表や約款も掲示が必要です。
標識は、データ編集が原則です。
データは、秋田県警察ホームページに掲載していますので、ご活用下さい。
自ら作成することが出来ない場合は、管轄警察署に相談してください。
- 標識を各事業者のウェブサイトに掲載しなければなりません。
料金表や約款もウェブサイトに掲載が必要です。
(SNS等に掲載しただけではいけません。)
- 以下のいずれかに該当する事業者は、ウェブサイトへの掲載義務が課されません。
 - ・ 随伴用自動車の台数が1台以下の場合
 - ・ 管理するウェブサイトがない場合

標 識

自動車運転代行業者	
認定をした公安委員会	公安委員会
認 定 番 号	第 号
認 定 年 月 日	年 月 日
氏 名 又 は 名 称	
所 在 地	

※用紙サイズは、日本産業規格A4

6 従業員の従事制限

- 前記4の①～⑤に該当する人は、運転代行業の従業員としても働くことができません。
- 従業員は、①～⑤に該当しないことを誓約する「誓約書」を、経営者に提出しなければなりません。

7 タクシー類似行為の禁止

- 随伴用自動車に顧客を乗車させることは、タクシー類似行為となり違法となります。
- 飲食店から代行運転自動車（顧客の車両）の駐車場まで、随伴用自動車に顧客を乗せて運ぶ通称「A B間輸送」も、タクシー類似行為となり禁止されています。

8 帳簿の作成

各営業所ごとに帳簿を備え付けなければなりません。(保存期間については別紙「自動車運転代行業遵守事項の6【帳簿の備付け】参照)



- ① 運転代行業務従事者名簿
- ② 誓約書(従業員が誓約した書面)
- ③ 乗務記録
- ④ 苦情処理簿
- ⑤ 指導記録簿

9 アルコール検知器を使用した運転前後の酒気帯び確認の実施について

- 道路交通法などにより、安全運転管理者は、運転開始前と運転終了後の運転者に対し、アルコール検知器を使用して酒気帯びの有無を確認することが義務付けられています。
- 確認した内容を記録し、その記録を1年間保存しなければなりません。

10 資料の提出又は立入検査

警察職員及び秋田県の職員による、帳簿の検査や関係者に対する質問、営業所の立入検査を受ける場合があります。



11 関係法令について

自動車運転代行業に関しては、

- ① 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律
 - ② 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行令
 - ③ 国家公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則
 - ④ 国土交通省関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則
- 等に規定されています。

※ 法に規定されている主要な部分を掲載しています。
詳細については関係法令を参照願います。

認定申請時の必要書類について

- 1 個人申請の場合
 - ① 認定申請書
 - ② 住民票の写し（本籍の記載があるもの、外国人は国籍の記載があるもの）
 - ③ 誓約書
精神機能の障害により、自動車運転代行業の業務が適切にできない者に該当しないことを誓約する書面
 - ④ 医師の診断書
精神機能の障害により、自動車運転代行業の業務が適切にできない者に該当しないことが明らかであることを記載した医師の診断書
 - ⑤-1 未成年者登記簿の謄本
民法の規定により営業を許された未成年者（法務局）の場合
 - ⑤-2 未成年者の戸籍謄本又は戸籍抄本
婚姻により成人に達したと見なされる未成年の場合
 - ⑤-3 業者の相続人であることを法定代理人が誓約する書面、被相続人の戸籍の謄本並びに法定代理人に係る②及び④に定める書類
 - ⑥ 損害賠償基準に適合することを証明する書類
 - ・ 対人8,000万、対物200万以上、車両200万以上の「運転代行受託自動車保険（共済）」に加入していることの証明が必要です。
 - ・ 保険証券と受託自動車保険特約、共済証書等の写し（本物を警察署で確認します）
 - ・ 保険証券の提出に時間を要する場合は付保証明でも可能
 - ⑦ 随伴用自動車の自動車検査証の写し
（電子車検証の場合は、車検証データを提示していただきます。）
 - ⑧ 標準約款の使用の有無（自分で定める場合は事前に運輸支局へ届出が必要）
- 2 法人申請の場合（注意事項は個人申請の場合と同様）

前記1①、⑥、⑦、⑧のほか、

 - ⑨ 法人登記簿の謄本
 - ⑩ 定款またはこれに代わる書類
 - ⑪ 役員の氏名住所を記載した書面
 - ⑫ 役員に関わる前記1②～④の書類
- 3 留意事項
 - ① 認定申請は、安全運転管理者が選任されていることが要件となるため、認定申請の前に安全運転管理者選任届出が必要となります。
 - ※ 安全運転管理者の届出に関する書類（代行業以外の安管と選任基準が違うことに注意）
 - ・ 安全運転管理者は営業所ごとに1名、副安全運転管理者は車両10台ごとに1名
 - ・ 安管選任の添付書類については警察署で確認してください。
 - ② 認定申請の書類が整いましたら、警察署の窓口で申請の手続きをしてください。
（申請手数料12,000円の秋田県証紙の購入が必要となります。）
 - ③ 複数の営業所を有する場合は、主たる営業所（本社等）を管轄する警察署に認定申請をしてください。ただし、安全運転管理者の届出については、それぞれの営業所を管轄する警察署に届出が必要です。
 - ④ 認定の手続には、1か月から1か月半の日数を要します。
認定となった際に、警察署から連絡をいたします。

自動車運転代行業者の遵守事項

1 【標識・料金表・約款の掲示】

- ① 標識は、業者自らが作成して、営業所の見やすい場所に掲示しなければなりません。
- ② 営業の開始前に料金を定め、料金表を営業所に見やすく掲示しなければなりません。料金を変更する場合も同様です。
- ③ 営業の開始前に約款を定め、営業所に見やすく掲示しなければなりません。約款を変更するときも同様です。
- ④ 標識、料金表、約款を各事業所のウェブサイトに掲載しなければなりません。「随伴用自動車の台数が1台以下」「管理するウェブサイトがない」のいずれかに該当する場合は、掲載義務が課せられません。

2 【従業員の従事制限】

一定の刑に処せられてから2年以内の者、暴力団関係者等の所定の事項に該当する者を運転代行業務に従事させることはできません。

3 【代行運転自動車標識の表示（顧客車両への表示）】

代行運転の対象となっている自動車には、前面と後面にそれぞれ見やすいように、代行運転自動車標識を表示しなければなりません。

4 【随伴用自動車の表示（業者車両への表示）】

随伴用自動車には、認定を受けて代行業を営んでいることの表示をしなければなりません。

5 【料金等の説明】

利用者に対し、業者の氏名及び名称、料金、代行料金の概算額、業務（約款）の説明、白タク行為等ができないことを説明して、代行運転役務を提供しなければなりません。

6 【帳簿の備付け】～各営業所ごとに備え付ける～

① 従業員名簿

- ・ 氏名、住所、生年月日及び運転代行業務従事者となった年月日
- ・ 運転免許の種類、免許証番号、有効期間の末日
- ・ 写真
名簿作成前6月以内に撮影した単独、上三分身、無帽、正面、無背景の縦3.6cm以上、横2.4cm以上の大きさ
- ・ 退職した日から2年間は備付け保存

② 従業員の誓約書

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第3条の

- ・ 破産者で復権を得ないもの
- ・ 精神機能の障害により、自動車運転代行業の業務が適切にできない者
- ・ 禁錮以上の刑や白タク行為等一定の罪による罰金刑を受け2年を経過しないもの
- ・ 最近2年間に運転代行業法の処分等（営業の停止、廃止など）に違反
- ・ 暴力団関係者など

に該当しないことを誓約する書面

③ 乗務記録簿

氏名、始業及び終業の日時、代行運転役務の詳細、休憩・仮眠時の日時場所、交通事故が発生した場合は日時場所、概要。

乗務記録は最後に記載した日から2年間備付け。

④ 苦情処理簿

作成の日から2年間保存

- ⑤ 従業員の指導記録簿
指導を行った者及び受けた者の氏名、指導日時、場所、指導内容。
作成の日から2年間保存。

7 【変更の届出】

認定申請書に記載した内容に変更があった場合は、変更のあった日から10日以内に変更届出書を提出しなければなりません。(戸籍謄本又は登記簿謄本等を添付する場合は20日以内)

- ① 名称、個人氏名又は法人名称及び住所が変更になったとき
(婚姻のための名字変更、法人の場合で登記されている名称を変更、個人の住所及び法人の登記住所が変更となった場合など)
- ② 主たる営業所、その他の営業所の名称及び所在地が変更になったとき
- ③ 保険契約を更新、契約内容を変更したとき
- ④ 安全運転管理者又は副安全運転管理者の氏名、及び住所などを変更したとき
- ⑤ 法人の場合、役員の氏名、住所に変更があったとき
- ⑥ 随伴用自動車を変更したとき(増車又は減車等)

8 【廃業等の届出】

廃業等の場合は、10日以内に廃業等届出書を提出しなければなりません。

- ① 代行業をやめるとき
- ② 認定を受けた本人が亡くなったとき
(同居の親族又は法定代理人が廃業等届出書を提出)
- ③ 法人が合併により消滅したとき
(合併後存続し、又は合併により設立された法人の代表者が廃業等届出書を提出)

9 【名義貸しの禁止】

認定は代行業を営業する者に対するものです。他人に営業させてはなりません。

10 【報告及び立入検査】

警察職員及び秋田県職員による、業務に関する報告、資料の提出、営業所への立入り、帳簿の検査などを受けることがあります。

11 【アルコール検知器を使用した運転前後の酒気帯び確認の実施】

- ① 安全運転管理者は、運転開始前と運転終了後の運転者に対し、アルコール検知器を使用して酒気帯びの有無を確認することが義務付けられています。
- ② 確認した内容を記録し、その記録を1年間保存しなければなりません。

自動車運転代行業の車両表示について

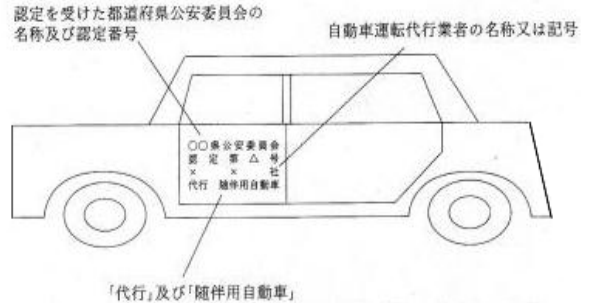
1 随伴用自動車の表示について

○ 国土交通省関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則第7条

- (1) 随伴用自動車の表示事項は、
ア 自動車運転代行業者の名称又は記号
イ 認定公安委員会の名称及び認定番号
ウ 「代行」
エ 「随伴用自動車」

とし、表示方法や表示箇所は告示で定める方法により表示することが義務づけられています。

(第1項)



※ 告示とは～「自動車運転代行業者が締結すべき損害賠償責任保険契約等の保証限度額及び随伴用自動車の表示事項等の表示方法を定める告示」(平成28年10月1日から施行)

※ ペンキ等による表示とは、

- ・ ペンキやカットニングシートによる固定的な表示(簡単に着け外しできない表示)
- ・ テープ等による貼付けやマグネット板は該当しません。
- ・ 随伴用自動車の代車やレンタカーによる代車も例外なく必要です。
(頻繁に車両を変更する業者の方は、しっかりと表示をしてください。)
- ・ 各文字の大きさは原則同じとし、縦横それぞれ5cm以上とする。(見やすい位置)

(2) もっぱら旅客自動車運送事業用自動車(タクシー等)を用いる場合には、事業者名や認定番号等を表示した見やすく横書きした表示板(マグネット板)の装着をもって足りること等を定めています。
(第2項)

2 表示灯(行灯)について

○ 国土交通省関係法律施行規則第7条第3項

表示灯を装着する場合は「代行」の文字を見やすく表示してください。(施行規則第7条)

3 代行運転自動車標識の表示について

○ 国家公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第16条

自動車運転代行業者は、代行運転の対象となっている自動車に国家公安委員会規則で定める様式の標識を表示しなければなりません。

○ 国家公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則第13条

- (1) 代行運転の対象となっている自動車の前面及び後面の地上0.4m以上1.2m以下の位置にそれぞれ前方及び後方から見やすいように表示します。
- (2) 代行運転の対象となっている自動車の車体の材質又は状態その他の事情から、表示が困難な場合は、前面の見やすい箇所(ダッシュボード等)に掲示することが可能です。

標 識



(自動車運転代行業者用)

誓 約 書

私は、現在、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第3条第5号に掲げる

精神機能の障害により自動車運転代行業の業務を適正に実施するにあたって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

に該当しないことを誓約します。

秋田県公安委員会 殿

年 月 日

住 所

氏 名

(運転代行業認定申請用)

診 断 書

住 所

氏 名

年 月 日 生

上記の者は、

精神機能の障害により自動車運転代行業の業務を適正に実施するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者に該当しないことが明らかである旨を診断します。

年 月 日

所 在 地

病院又は診療所の名称

医 師

(自動車運転代行業務従事者用)

誓 約 書

私は、現在、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第14条第1項各号に掲げる

- 1 破産手続の決定を受けて復権を得ない者
- 2 禁錮以上の刑に処せられ、又は自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の規定により、若しくは道路運送法若しくは道路交通法の所定の規定に違反し、若しくは道路交通法の所定の規定による命令に違反して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
- 3 最近2年間に自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の所定の規定による命令に違反する行為をした者
- 4 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為で国家公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則第1条で定めるものを行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者
- 5 精神機能の障害により自動車運転代行業の業務を適正に実施するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

のいずれにも該当しないことを誓約します。

(代表者の氏名又は名称)

秋 田 県 公 安 委 員 殿

年 月 日

現住所

氏 名

生年月日 年 月 日 (歳)

乗務記録簿

乗務員氏名					乗務年月日		年 月 日		始業時間 時 分		～終業時間 時 分		
番号	依頼元	開始時間	経由地	到着地	到着時間	走行キロ	料金	運転した車両	同伴乗務員	随伴車登録番号			
1		時 分			時 分			代行・随伴					
2		時 分			時 分			代行・随伴					
3		時 分			時 分			代行・随伴					
4		時 分			時 分			代行・随伴					
5		時 分			時 分			代行・随伴					
6		時 分			時 分			代行・随伴					
7		時 分			時 分			代行・随伴					
8		時 分			時 分			代行・随伴					
9		時 分			時 分			代行・随伴					
10		時 分			時 分			代行・随伴					
11		時 分			時 分			代行・随伴					
12		時 分			時 分			代行・随伴					
13		時 分			時 分			代行・随伴					
14		時 分			時 分			代行・随伴					
15		時 分			時 分			代行・随伴					
事故発生時間		月	日	分	発生		発生場所						
事故の概要													
休息・仮眠場所							休息・仮眠時間		時 分 ~ 時 分 (分間)				
始業メーター		km	終業メーター		km	1日総走行キロ数		km	実車走行キロ数		km	売上合計	円

別記様式第三号（第九条関係）

※受理年月日	
※受理番号	

変更届出書

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第8条第1項の規定により届出をします。

年 月 日

公安委員会 殿

申請者の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称			
住 所			
主たる営業所	名 称		
	所在地		
認 定 を し た 公 安 委 員 会 の 名 称	公安委員会	認定 番号	
変 更 年 月 日			
変 更 事 項	新	旧	
変 更 理 由			

- 記載要領 1 ※印欄には記載しないこと。
 2 所定の欄に記載できないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
- 備 考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。